

「岐阜県多文化共生推進基本方針」

平成19年2月

岐阜県

目 次

1 策定の趣旨	1
2 岐阜県における在住外国人を巡る現状	1
（１）総論	1
（２）労働	4
（３）教育	5
（４）保健・医療	6
（５）地域社会	7
3 問題点	9
（１）外国人受入れに係る国の制度・体制	9
（２）労働	9
（３）教育	10
（４）保健・医療	11
（５）地域社会	11
4 これまでの取組と今後の方向性	12
5 県の基本姿勢（３つの壁の克服）	13
6 政策のあり方	14
コミュニケーション支援	14
地域における情報の多言語化	14
日本語を学習するための支援	14
生活支援	15
教育環境の整備	15
安心して働ける環境の整備	16
安心して利用できる保健・医療体制の整備	17
緊急時における体制の整備	17
生活全般における支援の充実	19
多文化共生の地域づくり	19
地域社会に対する意識啓発	19
外国人の自立と社会参画	20
7 推進体制	21

岐阜県多文化共生推進基本方針

～ 外国籍の県民とともに進める地域づくり～

1 策定の趣旨

日系ブラジル人等の定住を認めた「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の施行から15年以上が経過した今、在住外国人の急激な増加と定住化が進み、彼らは単なる「一時的な労働者」ではなく、「岐阜県に暮らす生活者」という存在になっている。

多様な文化的背景を持った在住外国人が、地域社会で共に生活し、様々な分野に参画することにより、地域社会が活性化し、より豊かな魅力ある岐阜県がつくられることが期待できる。これからは、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国籍の県民」として認識し、「県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）」を構築することが求められている。

こうした状況を踏まえ、今後の取組の基本的な方向を明らかにするため、「岐阜県多文化共生推進基本方針」を策定するとともに、外国籍県民からの視点も踏まえながら、継続的かつ具体的な政策を展開していく。

<参考> 「多文化共生」と「在住外国人支援」

多文化共生にとって、在住外国人の支援は重要なことであるが、その支援は外国人自身が日本社会で自立するためのものでなければならない。

すなわち、外国人も地域社会の構成員として、支援される対象にとどまることなく、地域社会を支える主体であるという認識が大切である。日本人も外国人も共に生きるパートナーとして、互いに支え合う関係こそが多文化共生の前提である。

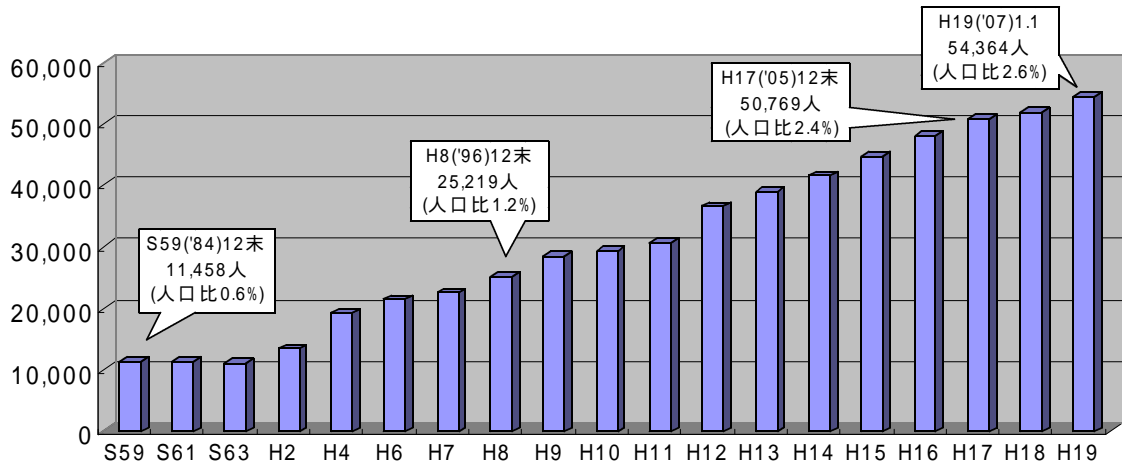
2 岐阜県における在住外国人を巡る状況

(1) 総論

1980年代後半からの日本の経済発展及び少子高齢化に伴う労働力不足を背景に、企業・経済界の要望に応える形で、平成元年に入管法が改正され、平成2年に施行された。これにより、日系人とその家族（日系3世までとその配偶者）に就労制限のない在留資格が付与され、また、外国人研修制度も開始されたことから、県内においても日系ブラジル人を中心に、在住外国人の急激な増加と定住化が進んだ。

平成19年1月現在における、県内の外国人登録者数は5万4,364人で、前年に引き続き過去最高を記録している。この数は、平成17年末に比べ3,595人(7.1%)増加、10年前(平成8年末)に比べると2万9,145人(115.6%)増加しており、外国人登録者の県総人口に占める割合は2.6%となっている。

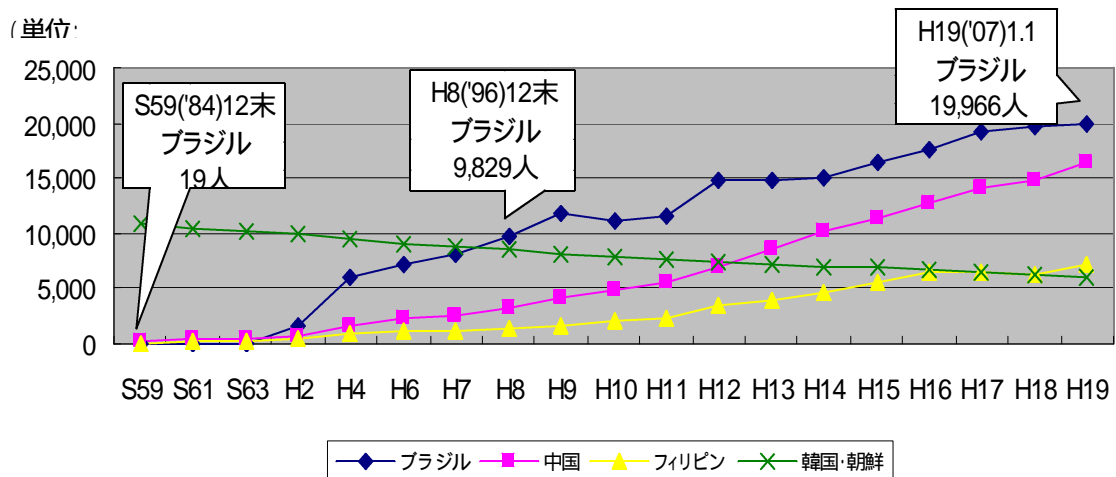
【図表 1 - 岐阜県における外国人登録者数の推移 <在留外国人統計（法務省）/ 県国際課調>】



外国人登録者の国籍別では、ブラジルが1万9,966人で全体の36.7%を占め、以下、中国、フィリピン、韓国・朝鮮が続いている。

- ・ブラジルは、平成2年から4年に大幅に増加し、平成10年以降は毎年増加を続けている。
- ・中国は、昭和60年代から増加を続けており、平成19年1月は、平成17年末に比べて18.4%も増加をしている。
- ・フィリピンは、ほぼ毎年増加を続け、一旦減少したが、平成19年から再び増加に転じている。
- ・韓国・朝鮮は、特別永住者数の減少を受けて、毎年減少を続けている。

【図表 2 - 上位4カ国の外国人登録者数の推移 <在留外国人統計（法務省）/ 県国際課調>】



岐阜県内の外国人登録者の分布を地域別に見ると、岐阜市、大垣市、可児市、美濃加茂市、各務原市、関市の6市で、全外国人登録者の64.4%を占めている。岐阜市においては、縫製工場などにおける中国人研修生の受け入れが盛んなことや、興行資格を持つフィリピン人が繁華街で就労していること、また、大垣市、可児市、美濃加茂市、各務原市、関市においては、大規模工場において日系ブラジル人雇用が進んでいることなどが、これらの地域で外国人登録者が多い理由であると考えられる。

【図表 3 - 外国人登録者数の分布 H19.1 県国際課調】

	総数	人口比	ブラジル	中国	フィリピン	韓国・朝鮮
岐阜市	9,476	2.3	239	4,567	1,763	1,773
大垣市	7,108	4.4	4,647	1,277	292	455
可児市	6,631	6.7	4,646	240	1,193	281
美濃加茂市	5,409	10.2	3,701	313	1,079	114
各務原市	4,057	2.8	1,959	701	450	473
関市	2,343	2.5	937	1,048	127	84
その他	19,340	1.7	3,837	8,214	2,266	2,790
県計	54,364	2.6	19,966	16,360	7,170	5,970

中国人の研修生・技能実習生は単身で来日し、その在留期間は最長3年（研修1年・技能実習2年）であるのに対し、ブラジル人等の日系人は、子供などの家族を伴って来日し、その在留資格は「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者」がほとんどであり、在留期間を更新して定住する傾向がみられる。

岐阜県をはじめ、東海地方の各県においては、外国人登録者総数のうち、ブラジル人の割合が最も高く、静岡県においては過半数、本県においても約4割を占めている。こうしたことから、在住外国人の中でも、ブラジル人を中心とした支援施策が、当面特に重要であると考えられる。

【図表 4 - 外国人が特に増えている県におけるブラジル人が占める割合

< H17.12末 在留外国人統計（法務省） >】

	愛知県	三重県	静岡県	長野県	群馬県	滋賀県	岐阜県
外国人総数	194,648	46,334	93,378	42,768	45,126	29,409	50,769
人口比(%)	2.7	2.5	2.5	1.9	2.2	2.1	2.4
ブラジル人数	71,004	20,133	48,586	16,925	16,934	13,595	19,152
ブラジル人比(%)	36.5	43.5	52.0	39.6	37.5	46.2	37.7

(2) 労働

平成2年の改正入管法の施行で、3世までの日系外国人は在留資格を取得し就労が可能となった。これにより、日系ブラジル人等が出稼ぎで来日し、自動車関連の下請企業や電気機器製造現場などに多く就業している。

【図表5 - 外国人の就労条件】

分類	高度人材 (技術的・専門的分野)	日系人	技能実習生	留学生・就学生
入国資格	専門的・技術的分野14カテゴリー(大学教授、芸術家、研究者など)	日系ブラジル人など日系人2世3世及びその配偶者	電子機器組立、機械加工、繊維・衣服製造など62業種114作業	大学、高校、日本語学校等で学ぶ外国人
就労の可否	就労可ただし、在留資格の範囲内	就労可業種制限なし	就労可ただし、研修終了後、受入企業内のみ	アルバイト可ただし、勉学に支障のない範囲で。
在留期間	3ヶ月～3年	制限なし	研修1年の後、技能実習2年	6ヶ月～2年

こうした日系ブラジル人等の外国人労働者の約6割は、業務請負会社や人材派遣会社の社員という間接雇用の形態で、主に数ヶ月から1年の雇用期間で企業の製造ラインで働いている。請負や派遣による外国人労働力は、日本人が敬遠する3K職場での人材として機能しており、また、外部委託の際の労働力、景気変動や生産調整の際の雇用調整弁としての役割も果たしている。

【図表6 - 県内外国人労働者の産業分類別の状況 <H17 外国人雇用状況報告(厚生労働省)>】

	事業所数	労働者数	うち直接雇用	うち間接雇用
製造業	580 (76.6%)	11,662 (91.1%)	4,330	7,332
サービス業	58 (7.7%)	526 (4.1%)	504	22
卸売・小売業	38 (5.0%)	126 (1.0%)	108	18
教育学習支援業	20 (2.6%)	106 (0.8%)	93	13
建設業	17 (2.3%)	84 (0.7%)	81	3
その他	44 (5.8%)	186 (1.5%)	171	121
計	757(100.0%)	12,796(100.0%)	5,287 (41.3%)	7,509 (58.7%)

一方、研修生・技能実習生については、商工会議所や商工会、中小企業団体が受入先となり、外国から人材を受け入れている。来日者は、受け入れ団体から紹介された企業などで1年間「研修生」として研修後、雇用関係を結び、その後2年間「技能実習生」として就労が可能である。

県内の技能実習生の約95%が中国人で、ほとんどが20代の女性、また、7割程度が縫製業で、1割強が、機械金属業の現場で就労している

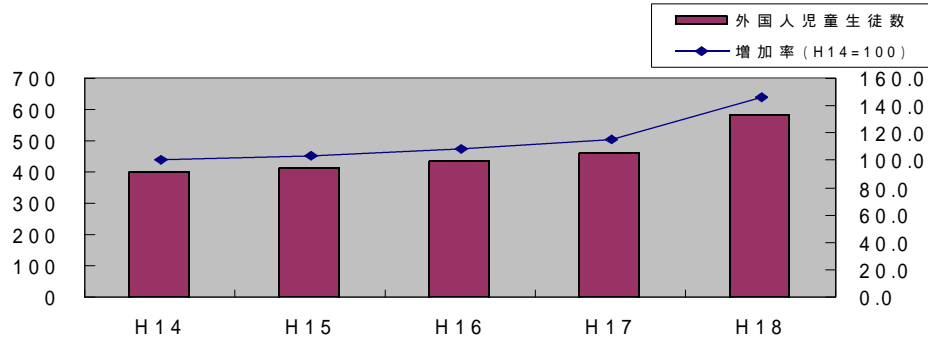
このように、外国人労働者は、特に自動車や電気製品製造を中心とする工場等において、県内企業に一定の貢献をしており、企業にとっても、県経済にとっても欠くべからざる存在であり、今後の岐阜県の発展という観点からも、大変重要な人材であると考えられる。

しかし、外国人労働者の多くは、雇用期間が短期であることが一般的であり、職場の移動が激しく、そのため住所なども頻繁に変わると言われている。

(3) 教育

外国人労働者が増加する中、日本語指導の必要な外国人児童生徒も年々増加しており、平成14年と比べ184人(46%)増となっている。こうした児童生徒は、特定の学校に集中しており、全児童の約13%が外国人児童という公立小学校もある。

【図表7 - 公立小中学校における日本語指導の必要な外国人児童生徒数の推移 < 県教育委員会調 >】



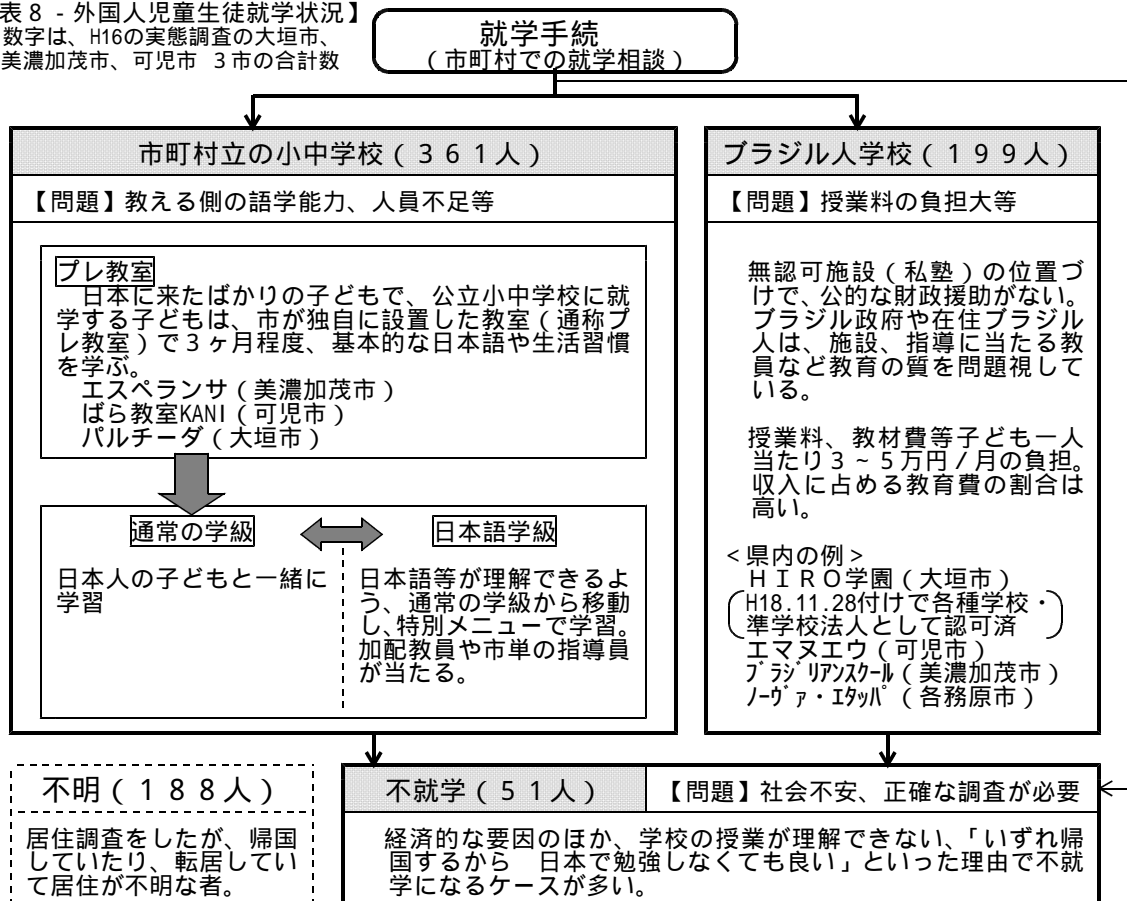
過去に大垣市、美濃加茂市、可児市の3市を対象に調査した結果では、外国人児童生徒の約6割が、公立の小中学校で学んでおり、受け入れる市町村や学校は、「プレ教室」や「日本語学級」を開設するなどして対応している。

また、外国人児童生徒の約3割は外国人学校(ブラジル人学校)で学んでいるが、授業料等の負担が大きいことなどが問題になっている。

経済的な要因のほか、日本語の授業が理解できないことや、教育に対する考え方の違いなどから不就学になる児童生徒もあり、地域の不安材料になっている。

【図表8 - 外国人児童生徒就学状況】

数字は、H16の実態調査の大垣市、美濃加茂市、可児市3市の合計数



(4) 保健・医療

外国人が日本国内で働いている場合、事業者は原則として社会保険に加入させなければならないが、事業主が社会保険に加入させていない事例が発生している。

また、請負や労働者派遣という間接雇用の形態であるため、こうした加入の義務についても、実態としては責任が明確となっていない。

この場合、労働者は無保険状態になることから、それを解消するために国民健康保険や民間医療保険などに自費で加入せざるをえないケースや、また、医療を受けたとしても、費用の未払いが発生している。

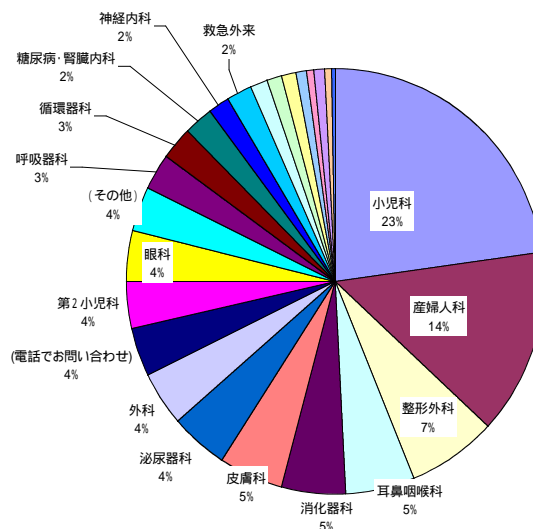
【図表 9 - 主な市の外国人登録者における国民健康保険加入状況 <H18.3 県国民健康保険課調>】

	外国人登録者数 (H18.4.1県国際課調)	国保被保険者数 (H18.3.31県国保課調)	加入割合
岐阜市	9,078人	3,368人	37.1%
大垣市	6,910人	2,467人	35.7%
可児市	6,281人	2,927人	46.6%
美濃加茂市	5,146人	2,186人	42.5%
その他	24,516人	8,642人	35.3%
	51,931人	19,590人	37.7%

外国人が医療機関にかかるとき、自らの病状を理解してもらうため、外国語の分かる医療機関が求められているが、その数は限られており、ポルトガル語のわかる医療通訳を自ら設置している病院では、一人の通訳が年間2千件以上もの対応を行っている例もある。

【図表 10 - 医療通訳の対応事例】

診療科	件数
小児科	523
産婦人科	327
整形外科	160
耳鼻咽喉科	125
消化器科	116
皮膚科	115
泌尿器科	99
外科	96
その他	743
合計	2,304



健康診断については、労働安全衛生法に基づき事業者が労働者に健康診断を受けさせる責務を負っているが、事業者が健康診断を受けさせない場合、住民は市町村が行う住民健診を受けることが可能である。

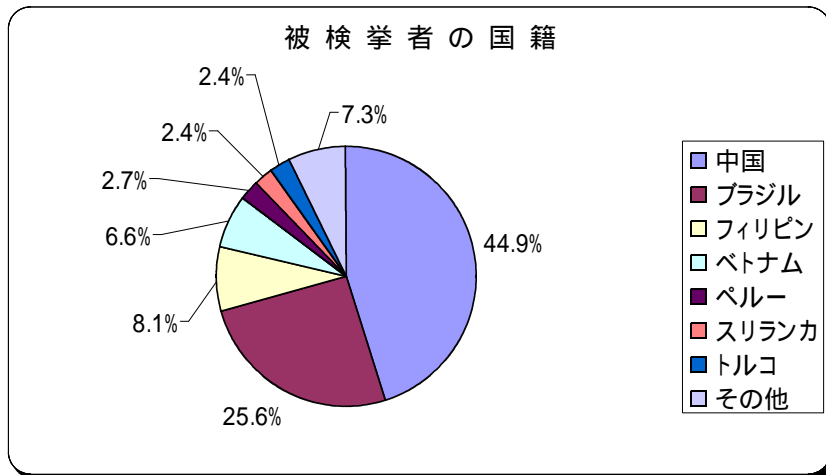
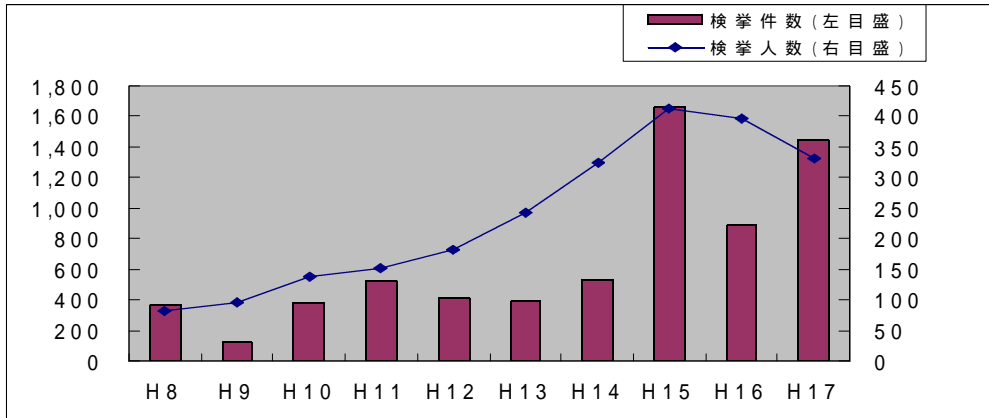
【図表 11 - 主な市の外国人に対する健康診断等の実施状況 <H18.4 県保健医療課調>】

	健康診査	がん検診	案内通知	問診票翻訳	健診時通訳
岐阜市	実施	実施	日本語のみ	あり	なし
大垣市	実施	実施	日本語のみ	なし	配置
美濃加茂市	実施	実施	日本語のみ	なし	配置
可児市	実施	実施	日本語のみ	あり	配置

(5) 地域社会

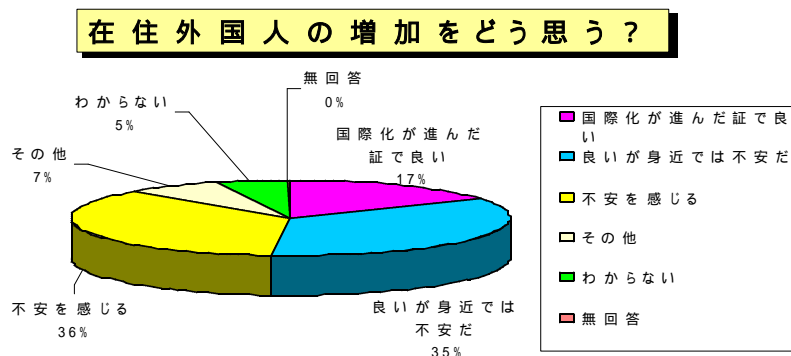
平成17年中の来日外国人による犯罪(刑法犯及び特別法犯の合計数)は、検挙人員332人、検挙件数1,446件(前年比-65人、+558件)で、著しい悪化は見られないものの、依然として深刻な状態で推移している。

【図表12 - 来日外国人犯罪の推移と被検挙者の国籍 < 県警察本部調 >】



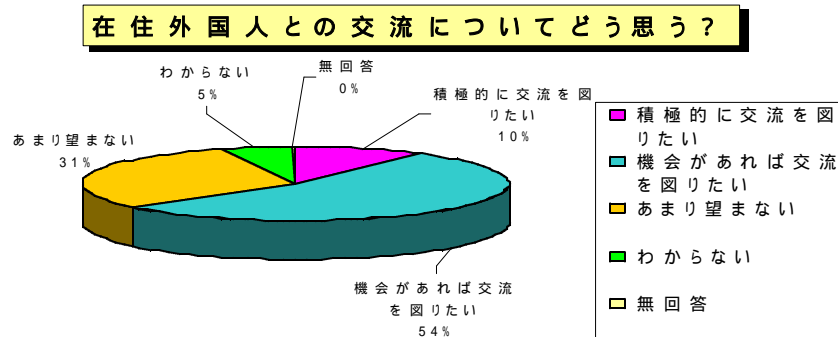
「在住外国人の増加」に対して、「不安を感じる」と「多くなるのは良いが、自分の身近では不安を感じる」を合わせ、約7割が外国人の増加に不安を感じている。一方、「国際化が進んできたということで良い」との肯定的な意見は、2割弱である。

【図表13 - 在住外国人の増加に対する意見 < H18.7 県政モニターアンケート >】



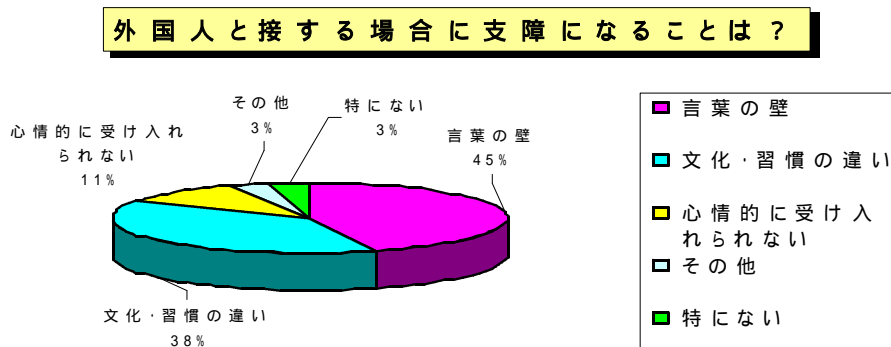
「在住外国人との交流」に対しては、「積極的に」と「機会があれば」を合わせて、6割強が在住外国人との交流を望んでいる。一方、約3割は交流を「あまり望まない」と回答している。

【図表14 - 在住外国人との交通に対する意見 <H18.7 県政モニターアンケート>】



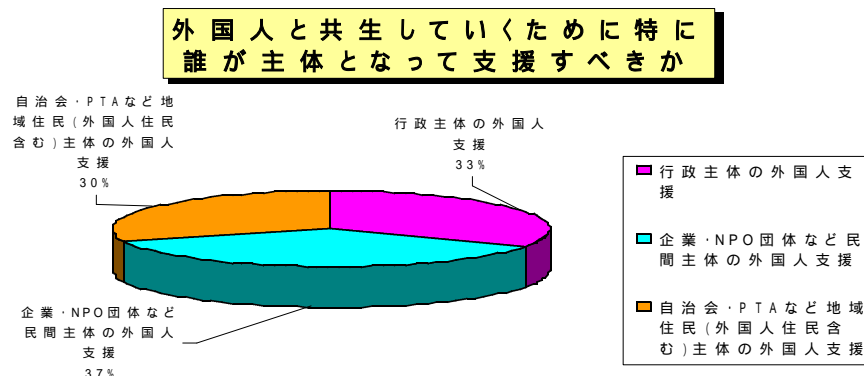
「在住外国人との交流の支障」としては、「言葉の壁」が約半数を占め、「文化や習慣の違い」が約4割であった。なお、「心情的に受け入れられない」との回答も約1割ある。

【図表15 - 在住外国人との交流の支障 <H18.7 県政モニターアンケート>】



「外国人への支援主体」として適当と考えられているのは、「企業・NPOなど民間団体」が約4割、以下「行政」と「自治会・PTAなど地域住民(外国人含む)」が約3割ずつである。

【図表16 - 在住外国人との共生のための支援主体 <H18.7 県政モニターアンケート>】



3 問題点

在住外国人の増加と定住化が進む中で、以下のような様々な問題が生じており、日本人、外国人双方にとって、これらの解決を図ることが、共生を実現する上で不可欠となっている。

(1) 外国人受入れに係る国の制度・体制

外国人を受け入れるに当たっては、出入国管理、労働、医療、教育等、国において基本的に対応すべき課題が多岐にわたるが、関係省庁間の連携が不十分である。また、地方の現状を十分把握していない。

現行の外国人登録制度は、登録上の住所と実際に居住する住所が一致しない場合が多く、転居を的確に把握することが出来ていないため、市町村による行政サービスの提供が困難になっている。

(2) 労働

外国人労働者の雇用形態が、請負・労働者派遣という雇用形態のため、雇用する企業と実際に働く企業が異なり、外国人労働者の労働環境に対する企業としての責任が明確となっていない。また、派遣業とするべきところを請負業としているなど、労働者派遣法の適切な運用が図られていない。

外国人労働者は移動が激しいが、長時間の労働を強制させられたり、数日休んだだけで、あるいはノルマが達成できなければ解雇など、日本人に比べて不安定な労働条件に置かれているといった例もあるとの指摘も見られる。

【参考 労働者派遣と業務請負】

	労働者派遣	業務請負
概要	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣法により、派遣労働者を必要とする企業が、派遣会社の労働者を一定期間働かせる仕組み 平成16年3月改正で、製造業などへの労働者派遣が解禁 労働者派遣事業に国の許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託の一種 国の許可が不要 (平成16年2月まで派遣受入が禁止されていた製造業に広まる。)
形態	<ul style="list-style-type: none"> 受入企業及び派遣会社に使用者責任あり 受入会社が労働者を指示 労働者災害補償保険法により、労災保険の加入責任は派遣会社 労働安全衛生法により、安全衛生の責任者は受入企業及び派遣会社 	<ul style="list-style-type: none"> 請負企業に使用者責任があり、受入企業に使用者責任なし 請負会社が労働者を指示 (受入会社は請負会社を通じてしか指示できない) 労働者災害補償保険法により、労災保険の加入責任は請負会社 労働安全衛生法により、安全衛生の

	・労働者派遣法に基づき、受入会社は健保・年金加入の確認後、労働者を受け入れる義務あり 派遣会社に加入責任あり	責任者は請負会社 ・国民健康保険法・国民年金法に基づき、請負会社は労働者を健保・年金に加入させる義務あり
特記事項	・請負より雇用が安定 (一定期間契約後、雇用責任あり)	・雇用安定度が低い (契約終了後すぐに失業の可能性あり)
その他	「偽装請負」の存在 ・契約上は業務請負だが、実態は人材派遣に該当するもの ・受入企業が労働者使用に伴う様々な責任を逃れようとする違法行為 ・健康保険、年金の加入が不徹底 ・労災が発生し、派遣であることが明確であれば労働者を受け入れた側も管理責任を問われる可能性がある	

(3) 教育

外国人児童生徒の中には、公立小中学校、外国人学校のどちらにも在籍しない「不就学」の状態にある児童生徒が少なからず存在し、店舗にたむろする等、地域の不安材料となっている。

【参考 可児市における就学実態 <H16 外国人の子どもの教育環境に関する実態調査(可児市調)>】

	男	女	計	割合
日本の学校	83	59	142	38.4%
外国人学校	49	51	100	27.0%
不就学	15	10	25	6.8%
不明	53	50	103	27.8%
計	200	170	370	100.0%

学校に通っていた外国人児童生徒であっても、引っ越しの際に就学手続きをとらず、「不就学」になることも多いと見られている。

「勉強(漢字)が分からない」「ブラジルでは学校が好きだったが、日本では日本語が分からないので学校に行かない」など、外国人児童生徒が日本語を理解できず授業についていけない。

「英語なら片言話せるが、ポルトガル語は全く話せない」「ポルトガル語等で通訳できる指導員が少ないので授業に支障がでている」など、公立の小中学校における教える側の語学能力や人員が不足している。

外国人学校(ブラジル人学校等)の多くは、各種学校ではない「私塾」扱いのため、財政的な支援が受けられず、子ども一人あたり毎月3~5万円の授業料の負担が保護者にとって大きいことから、子どもの通学を断念することに繋がっていると見られる。外国人生徒が、あまり高校に進学していないという実態がある。

【参考 主な都県の「外国人特別入学枠」の状況 <H18 外国人集住都市会議配布資料抜粋>】

都 県 名	受入校	定 員	受験者	合格者
東京都	1校	25名	66名	26名
埼玉県	5校	50名(10名×5校)	16名	12名
千葉県	4校(うち市立1校)	特色選抜枠の一部	36名	19名
神奈川県	7校(うち市立1校)	69名	71名	61名

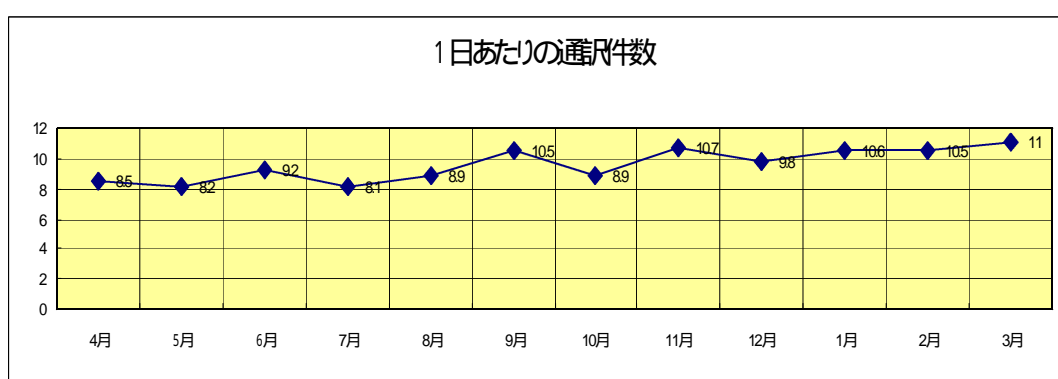
(4) 保健・医療

健康保険に加入していない事例が多く見受けられ、満足な医療を受けられなくなっている。また、医療を受けたとしても、費用の未払いが発生し、医療機関に影響が出ている。

社会保険の未加入は、企業によって健康保険や年金への加入が徹底されていないことが要因と考えられ、また、いつかは母国に帰国する可能性のある在住外国人にとっては、年金が健康保険とセット加入になっていることを理由に、健康保険への加入を回避したいとの考えにつながっていると考えられる。

医療通訳等が不足しているので、通訳を配置している病院に外国人患者が集中し、待ち時間が長くなることや、このために日本人患者が敬遠する傾向にあるとの指摘も見られるところであり、熱心に対応している病院が逆にデメリットを被っている例がある。

【参考 県内の公立病院における通訳活動事例】



(5) 地域社会

言葉が分からないことによるコミュニケーション不足、文化・習慣の違いにより、在住外国人と日本人とが互いに理解し合うことが難しい中で、特に、ゴミ出し、深夜の騒音など地域のルールが守られていないことによる地域住民との摩擦が発生している。

在住外国人が地域の集会や活動に参加する仕組みが不十分なことにより、地域から孤立しがちである上に、在住外国人側にも、日本の生活習慣になじもうとする意識が低い。

行政窓口における申請様式や各種標識等が日本語表記だけであったり、地震や台風などの防災情報や救急医療情報など、生命財産に関わる危機管理情報も必ずしも母語で提供されていないため、在住外国人が理解できないケースがある。

4 これまでの取組と今後の方向性

県では、県庁内関係各課と市、関係団体などが互いに情報交換を行いながら、在住外国人の支援策を考えるため、「岐阜県在住外国人支援推進会議」を平成13年12月に設置した。さらに、平成17年3月には、在住外国人の支援のみにとどまらず、外国人と日本人とが互いに理解しあい、共に安心して暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現を目標として、「岐阜県多文化共生社会推進会議」に名称変更をした。推進会議では、各分野での課題に対応するため、教育、労働、社会保障・医療、生活・防犯の4分科会を設置し、関係各課・機関及び市で共生を推進していくための施策について協議を行ってきた。

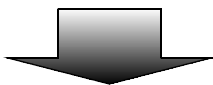
また、ブラジル人等、南米日系人が多く在住（集住）する全国の18市町では、「外国人集住都市会議」を設立し、共通する諸課題に連携して対応しており、本県からは、大垣市、可児市、美濃加茂市の3市が同会議に参加している。

他県との広域的連携については、東海3県1市に、静岡県、群馬県を加えた5県1市により、「多文化共生推進協議会」を平成16年3月に設置し、広域的な連携を行っている。いずれの県においても、外国人登録者総数のうち定住化傾向の強いブラジル人の占める割合が最も高いことから、主にブラジル人を対象とした支援施策を検討している。



< 推進本部設置の経緯（見直しの視点） >

- ・これまでの対応では、問題が改善しておらず、外国人が更に増え続けている中、外国人の居住に伴う課題はさらに大きくなり、地域社会の安定が損なわれるおそれがある。
- ・対処療法的な対応から、外国人を県民の一部として前向きにとらえ、社会のあり方を変えていく、総合的かつ抜本的な対応へ転換する必要がある。



上記の見直しの観点に鑑み、平成18年5月に、知事をトップとした「岐阜県多文化共生推進本部」を設置し、県のみならず、関係の市からも常時参加を得、さらに企業、学校、病院等、幅広い関係者の意見を十分採り入れながら検討を進めている。

今後も「岐阜県多文化共生推進本部」を積極的に活用しながら、行政、産業界、教育現場、医療機関、NPO等が一体となって、岐阜県における多文化共生社会の実現に向けて、具体的な取組を推進していく。

5 県の基本姿勢（3つ壁の克服）

～ 基本姿勢 ～

県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国籍の県民」として認識し、「言葉の壁」、「制度の壁」、「心の壁」を取り除き、県民が互いの文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現を目指す。

コミュニケーション支援 ～「言葉の壁」を取り除く～

日本語を十分に理解できない在住外国人に対して、地域生活で必要となる情報を母語で提供していく一方、在住外国人が日本人とともに生活していく上では、日本語でのコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要であり、市町村国際交流協会や民間団体が行う活動に対し、県国際交流センターとともに支援していく。

生活支援 ～「制度の壁」を取り除く～

在住外国人も「外国籍の県民」であるとの認識にのっとり、教育、労働、社会保障・医療、防災・防犯、生活全般等において、日本人住民に対するのと同様に、県や市町村が各分野において、きめ細かな住民サービスを提供していく。なお、各分野における共通の問題である「言葉」の問題については、上記のとおり県・市町村の国際交流部門がサポートをしていく。

多文化共生の地域づくり ～「心の壁」を取り除く～

多文化共生の地域づくりに関する意識啓発を在住外国人・日本人双方に対して行うとともに、在住外国人が参画しやすい地域づくりや在住外国人自身の取組の促進が重要であり、市町村国際交流協会や民間団体が行う活動に対し、県国際交流センターとともに支援していく。また、在住外国人の意見を反映させる仕組みづくりについては、県・市町村の国際交流部門が行っていく。

推進体制

「3つの壁」を取り除く体制の整備

岐阜県における多文化共生推進のため、県、県国際交流センター、市町村、市町村国際交流協会、企業、学校、病院、NPO等が連携、協力できる体制を整備していく。

コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

< 外国人のための相談窓口の設置 >

母語による相談員の設置

在住外国人、とりわけブラジル人が多く居住する地域へブラジル人相談員を置き、相談、通訳・翻訳等、地域での共生活動を推進する。

相談員スキルアップ研修の開催

市町村等が雇用している母語による相談員を対象に、複雑化する相談事例への対応能力の向上を目的とした研修会を開催し、相談員のスキルアップを図る。

国際交流センター等における相談窓口の設置

国際交流センターにおいて、外国人に対する相談窓口を設置するとともに、常時多言語で対応できるような相談体制と、より外国人に活用してもらえるようなPRを充実させる。

< 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供 >

国際交流員（CIR）の翻訳による行政情報の多言語化

国際交流センターの国際交流員（CIR）を活用し、在住外国人の増加に伴い、ますます需要が高まっている外国語翻訳サービスについて、公的機関を主な対象として実施し、外国人にとって行政サービスが受けやすい体制を整備する。

多言語情報誌の発行

国際交流センターにおいて、県内の国際交流団体等の活動状況、国際交流イベント情報や外国人への生活情報を多言語で掲載した情報誌を発行し、外国人への情報提供を充実させる。

「ぎふポータル」やラジオの活用

仕事や子育て、教育、医療など、外国人が知りたい情報を多言語で提供できるよう、「ぎふポータル」やラジオ等、多様なメディアによる情報提供を検討していく。

< NPO等と連携した多言語情報の提供 >

通訳ボランティアの育成

「医療」、「災害」といった緊急性のある事案に対応できるよう、ボランティア養成のための研修会を国際交流センターで実施するとともに、県や市町村が登録しているボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進する。

日本語を学習するための支援

< 日本語及び日本社会に関する学習機会の提供 >

日本語教室の開催支援

日本語教室の開催が困難なNPO団体等に対し、国際交流センターから、場所や教材の提供を行い、外国人の日本語学習環境を充実させる。

日本語指導ボランティアの育成

日本語教室で教えている日本語指導ボランティアのスキルアップを図るため、研修会を開催し、外国人の日本語学習環境を充実させる。

日本語指導ボランティアのネットワーク化

県内の日本語指導ボランティアのネットワーク構築の足がかりとなるための意見交換会・ワークショップを開催し、地域の日本語教室の充実を図る。

外国人雇用企業と連携した日本語教室の開催

行政や国際交流協会等による日本語教室のみならず、外国人雇用企業に対して日本語教室の開催のための支援（例：場所の提供等）を要請するとともに、国際交流センター等から日本語指導ボランティアを派遣し、より外国人が学びやすい日本語教室の開催を検討する。

国レベルでの日本語学習支援事業の活用

文化庁が実施する「地域日本語教育支援事業」等、国レベルでの日本語学習支援事業を活用した日本語教室の開催を検討する。

生活支援

教育環境の整備

< 公立小中学校等における外国人児童生徒に対する日本語の学習支援 >

外国人児童生徒支援加配教員の配置

日本語指導の必要な外国人児童生徒が多く在籍する公立小中学校に対して加配教員を配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進する。

外国人適応指導員の配置

日本語指導の必要な外国人児童生徒の急増に対応し、ポルトガル語などの母語を話すことができるバイリンガルの外国人児童生徒適応指導員（日本に適應するための通訳）を配置し、外国人児童生徒に母語で対応できる環境づくりを推進する。

外国人対応日本語指導非常勤講師の設置

日本語指導の必要な外国人児童生徒の急増に対応し、通級による日本語指導を実施するための非常勤講師（教員経験者等）を配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進する。

高等学校における外国人生徒支援加配教員の配置

日本語指導の必要な外国人生徒が複数在籍する高等学校に対して加配教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間に日本語指導を実施する。

< 外国人児童生徒の実態調査及び就学指導 >

市町村と連携した外国人児童生徒の実態把握及びシステム確立のための国への要望
市町村と連携し、不就学の実態を含む外国人児童生徒の最新データを定期的に把握するとともに、実態調査等が全国的なシステムとしても実施されるよう、国に対する働きかけを行う。

< 外国人学校への支援 >

外国人学校の学校法人・各種学校化への支援

平成17年度に各種学校の認可基準等を緩和し、平成18年度はHIRO学園（大垣市）をブラジル人学校としては全国で初めて認可したところであるが、今後も他の学校から希望があれば学校法人化・各種学校化に向けた指導を行う。

ブラジル人子弟交流支援事業

市町村が行うブラジル人子弟に対する交流支援、主にブラジル人学校における日本語教室の開催などの事業（市町村が国際交流協会などの民間団体等に対して行う補助事業を含む）に対して、市町村に補助をする。

< プレ教室等への支援 >

広域で設置する「プレ教室」設置の研究

日本に来たばかりで日本の生活に慣れていなかったり、日常会話ができなかったりする外国人児童生徒に日本語を教える「プレ教室」の広域設置について、県と市町村とが共同で研究を進める。

放課後学習教室への財政支援

NPO等が企画・実施する放課後学習教室の開催に要する経費に対して、国際交流センターが助成する。

< 進路指導および就職支援 >

外国人児童生徒に対する進路ガイダンス実施の支援と母語による進路情報の提供

市町村が開催する進路ガイダンスへの支援及び「高校入学者選抜要項」の母語訳を関係市町村に配布し、外国人生徒の進路指導を充実させる。

高校入試における「外国人特別枠」の検討

高校入学者選抜の「外国人特別枠」の改善も含め、外国人生徒により配慮した高校入学者選抜制度について検討する。

< 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進 >

外国人児童生徒教育連絡協議会の開催

外国人児童生徒が多く在籍する市教育委員会や学校の担当者を対象とする「外国人児童生徒教育連絡協議会」に、外国人児童生徒適応指導員（日本に適應するための通訳）も参加できるようにし、外国人児童生徒の教育環境の充実に向けた協議を行う。

多文化共生に関する教員研修講座の実施

総合教育センターが行う教員研修講座に多文化共生に関する講座を新設し、幼稚園から高等学校までの教員を幅広く受け入れて、異文化理解や学校への適應などを内容とする研修を実施する。

JETプログラムの国際交流員（CIR）の活用

国際理解を深めるため、公立学校における総合的な学習の時間や外国人学校の授業・行事等において、ブラジル人国際交流員（CIR）等の積極的な活用を図る。

安心して働ける環境の整備

< 外国人労働者受入企業等との連携 >

外国人労働者受入企業連携推進会議の設置

県、外国人受入企業、関係市で構成する「外国人労働者受入企業連携推進会議」を設置し、雇用や医療保険の加入状況改善等、外国人受入企業との継続的な協力関係のあり方を協議し、具体的な支援を検討する。

経済団体と連携した、多文化共生に関する意識啓発のための講演会の開催

県内経済団体と共催し、多文化共生に関する講演会を実施し、会員企業への多文化共生に関する意識啓発・情報普及を図る。

< 国と連携した企業・経済界に対する法令遵守の働きかけ >

外国人雇用企業及び派遣会社における雇用状況等の実態把握

外国人雇用企業及び派遣会社から雇用状況等の継続的な実態把握に努める。あわせて、国が任意調査として行っている現行の外国人雇用状況報告制度の義務化を国に求めていく。

外国人労働者が加入しやすい社会保険制度に関する国への働きかけ

年金通算協定を締結していない国から将来帰国することを前提に来日している外国人にとっては、年金にかかる保険料を支払うメリットが感じられないため、年金通算二国間協定の締結を進めるなど、外国人労働者が加入しやすい社会保険制度の構築を国に求めていく。

安心して利用できる保健・医療体制の整備

< 外国語対応が可能な医療機関に関する情報提供 >

外国語対応が可能な医療機関の情報提供

医療機関（病院、一般・歯科診療所、助産所）及び薬局の医療機能に関する外国語対応情報等を県が集約し、インターネットにおいて提供する。

< 多言語による保健・医療体制の整備 >

多言語医療問診票の普及

先進県が作成している多言語問診票を参考に、県内医療機関に広く普及させる。

多言語による国民健康保険のPR

在住外国人向けに「外国語版国民健康保険制度啓発パンフレット」のデータを作成し、市町村に配布することを検討する。

外国人も対象とした出産・子育て講座の実施

外国人が多く居住する地域において、出産・子育て講座を通訳付きで開催する。

病院における医療通訳の設置

医療通訳ボランティアの育成・整備及び県立病院等における医療通訳の設置について検討する。

緊急時における体制の整備

< 防災に関する体制の整備 >

災害時要援護者（外国人）対策の推進

「岐阜県地震防災行動計画 [平成18年度～22年度]」に明記した、県、市町村等の災害時要援護者支援体制の整備を推進する。（毎年事業の進捗状況をチェックし、公表する。）

・外国人向け防災マニュアルの作成配布【県】

- ・災害時の広報対策の実施（外国語による広報等）【市町村】
- ・外国人学校における防災教育の実施【各学校】

119番通報の多言語化

多言語での音声ガイダンスや外国人が「ハイ」「イエ」の2種類で回答できる会話マニュアルの整備などを促進する。

緊急時における外国人の所在把握

市町村を通じた、緊急時の所在確認が可能となるよう、国において外国人登録制度の見直しを進めるよう働きかける。

災害時の情報多言語化、多様なメディアとの連携

災害情報や避難勧告といった緊急情報を効果的に伝達するため、同報無線や地元FM等の活用など、多様なメディアとの協力関係を構築していく。

災害通訳ボランティアの育成

災害通訳ボランティアの派遣業務に関するマニュアルを整備するとともに、県・市町村のボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進する。

< 防犯に関する体制の整備 >

外国人雇用企業連絡協議会の開催

県内の全警察署（22警察署）で、「外国人雇用企業連絡協議会」を開催し、雇用主、関係機関と連携を図る。

防犯講習会の開催

各警察署単位で、在住外国人を集め、犯罪被害防止などを目的とした防犯研修会を開催する。

マニュアルによる防犯指導

日本での習慣、モラル、犯罪被害防止対策などを記載したマニュアルを多言語で作成・配布する。

外国人からの110番受理体制の整備

通信指令室に、英語で対応できる指定通訳員を配置するなど、外国人からの110番通報に対応する。

国内基礎・海外研修の実施

外国人が関係する事件・事故等あらゆる警察事象に対応するため、国際捜査官（部内通訳人）の養成を目的として外国語委託研修を実施する。

ブラッシュアップ研修の実施

養成した国際捜査官（部内通訳人）の語学力維持・向上を目的として外国語委託研修を実施する。

民間通訳人の活用

外国人が関係する事件捜査に対応するため、国際捜査官（部内通訳人）のみならず、民間通訳人を活用する。

外国人犯罪人引き渡し条約締結に関する国への働きかけ

日本国内で犯罪を犯した外国人の国外逃亡に関し、米国・韓国のみならず、ブラジル・ペルーをはじめとする諸外国との間に「犯罪人引き渡し条約」を締結するよう国に働きかける。

生活全般における支援の充実

< 交通安全に関する情報提供 >

外国人に対する交通安全教育の実施

外国人を対象に、交通安全教育（交通講話、交通教室、自転車教室等）を実施する。

外国人向け交通安全テキストの作成

「外国人向け交通安全テキスト」のデータを作成し、市町村や警察署に配布する。

多言語による案内看板の設置

外国免許から日本の免許への切替試験の受付への案内を、多言語の看板を設置し実施する。

運転免許試験問題の多言語化

一般試験における学科試験や、日本の免許への切替試験のうち知識試験を多言語で実施する。

< 生活マナーに関する情報提供 >

生活ガイドブックの作成と生活オリエンテーションの実施

国際交流センターにおいて、多言語による生活ガイドブックを作成・充実するとともに市町村、市町村国際交流協会と協働した生活オリエンテーションの実施を検討する。

日本の生活習慣を学ぶ講習会の実施

外国人学校等において、日本の生活習慣や文化を学ぶ講習会を開催する。

外国人向け県営住宅入居者のしおりの作成

県営住宅について、入居案内や入居後の各種手続き、注意事項等の情報を多言語で提供する。

多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

< 地域住民等に対する多文化共生の啓発 >

多文化共生をテーマとしたシンポジウムの開催

外国人、自治会関係者の他、行政関係者もパネラーとして参加し、多文化共生のあり方を一般県民とともに議論するシンポジウムを開催する。

多文化共生リーフレットの作成

「多文化共生」を広く周知する啓発リーフレットを作成する。

県政モニターの活用

県政モニターを活用し、多文化共生に関する県民の意識を定期的に調査する。

多文化共生社会の推進に貢献する県民の表彰

既存の表彰制度の中で、多文化共生枠を設けるなど、多文化共生の実現に貢献が認められる県民（外国人含む）の表彰についても検討する。

< 外国人の意見を政策に反映させる仕組みづくり >

外国籍県民会議の開催

外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍県民会議を定期的に開催し、県内在

住外国人と行政との連携を推進する。

< 県、市町村、国際交流センター、国際交流協会の連携 >

市町村・市町村国際交流協会連絡会議等の開催

多文化共生を中心的に進めていくべき、市町村・市町村国際交流協会との連絡会議を国際交流センターと共催する他、圏域ごとに地域連携会議を開催し、市町村等と意思疎通を図る仕組みづくりを整備する。

外国人の自立と社会参画

< 外国人の自立支援 >

外国人の自助組織、リーダー、ネットワークの育成

外国人住民自らが、NPO団体を設立し、地域で共生のためのサービスを行っていくのに必要な知識やノウハウを提供し、NPO団体設立への支援を重点的に実施する。

< 関係団体への支援の充実 >

市町村国際交流協会、NPO団体が行う多文化共生事業への支援の充実

国際交流センターにおいて、市町村国際交流協会、NPO等から先導的な事業企画案を幅広く公募し、委託事業として実施する。

国際交流センターの基金による助成の重点化

国際交流センターの事業の多文化共生への重点化に併せ、民間団体が行う多文化共生社会づくりに寄与する事業へ重点的に助成する。

7 推進体制

(1) 関係者の役割

岐阜県における多文化共生社会の実現のためには、県、市町村、県国際交流センター、市町村国際交流協会、民間団体（NPO等）、企業、県民がそれぞれ果たすべき役割を認識し、連携・協働して取り組んでいく体制が必要であり、それぞれの役割分担のもと、関係機関が相互に情報交換等を行いながら一体となって推進していくことが重要である。

< 県の役割 > ~ 市町村の境界を越えた広域的な課題への対応 ~

県は、市町村、国、民間団体（NPO等）、企業、県民が、岐阜県における多文化共生社会を実現するという同じ目的を持って取組を進められるよう、相互に連携できるような体制を整え、県全体として多文化共生社会を実現できるように的確なサポートを行う役割を持つ。また、同じ多文化共生社会の実現という課題を抱える近隣県とも連携し、国への働きかけを行うなど広域的な取組を行うことも必要である。

< 市町村の役割 > ~ 地域の実情を勘案し、在住外国人を直接支援 ~

市町村は、在住外国人にとって最も身近な行政の窓口であり、住民としての登録、国民健康保険、福祉、教育などの在住外国人の生活の基盤を整える役割を持つ。また、地域社会において在住外国人が地域住民と共によりよい暮らしができるよう、地域コミュニティ単位での取組を支援することも必要である。

< 県国際交流センター・市町村国際交流協会の役割 >

~ 行政と民間団体（NPO等）との橋渡し ~

市町村国際交流協会は、地域の日本語教室や母語教室の開催、外国人に関する情報の収集や発信の他、通訳者・翻訳人材の発掘など、行政と民間団体（NPO等）との橋渡しの役割を担う。また、県の国際交流センターにあっては、市町村の国際交流協会やNPO等の活動を支援していくとともに、行政とNPO等との連携の仕組みづくりやモデル事業の広域的な普及などの役割を担っていく。

< 民間団体（NPO等）の役割 > ~ 行政の手の行き届かない分野での支援 ~

民間団体（NPO等）は、在住外国人の抱える課題に対して、行政の手の行き届かない分野での支援を行い、地域においても外国人と地域住民との間をつなぐ役割を果たすという役割を持つ。また、民間団体の働きかけにより、外国人の地域社会に対する意識改革を促すことも期待できる。

< 企業の役割 > ~ 外国人雇用企業としての責任の履行 ~

在住外国人の増加の背景には、多くの外国人労働者が県内企業に雇用されているという事実がある。企業は、外国人労働力を活用している立場から、また、地域社会における責任を果たすという観点からも外国人労働者の労働環境の改善、その家族の生活や子どもの教育に関する支援を行政等とともに行う役割を持つ。

< 県民（外国人及び地域住民）の役割 > ~ 相互理解のための努力 ~

地域においては、ゴミ出し、清掃活動、地域防災組織づくりなど、外国人も地域住民も共に取り組まなければならない事柄がたくさんある。そのため、地域住民は在住外国人と相互理解を深め、共に暮らす意識を高める必要がある。さらに、在住外国人も、地域社会の一員として暮らすための心構えを持ち、地域社会の活動に積極的に参画する必要がある。

なお、この問題は本来国の制度に大きく関わる問題であり、国においては、外国人の出入国管理、受け入れた外国人の就労環境、子弟の教育、医療保険・年金等、生活の基本的事項に関する適切な制度整備と運用について責任を果たすべきであり、県としては、市町村とも連携しつつ、国に対して必要な働きかけを行っていくこととする。

（２）具体的な推進体制

上記の関係者が密接に連携し、県内の多文化共生を一体的に推進していくため、次のような体制の下に取組を進めることとする。

岐阜県多文化共生推進本部

多文化共生に関する県内の総合調整のため、知事をトップとし、県のみならず、市からも参加を得、さらに企業、学校、病院等、幅広い関係者の意見を十分採り入れながら検討を進める。

市町村・市町村国際交流協会連絡会議

市町村、市町村国際交流協会と一体となった施策の推進のため、県・県国際交流センターが共催し、市町村等との意思疎通を図る仕組みづくりを整備する。

外国人労働者受入企業連携推進会議

県、外国人受入企業、関係市で構成する「外国人労働者受入企業連携推進会議」を設置し、雇用や医療保険の加入状況改善等、外国人受入企業との継続的な協力関係のあり方を協議し、具体的な支援を検討する。

外国籍県民会議

外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍県民会議を定期的に行き、県内在住外国人と行政との連携を推進する。

岐阜県国際交流有識者会議

岐阜県における国際交流、国際協力のみならず、多文化共生のあり方について、外部の有識者から意見を伺い、施策に反映させていく。

【推進体制のイメージ】

